

住宅用火災警報器の設置義務化！



既存住宅は平成23年6月1日までに住宅用火災警報器の設置が義務化されます(新築住宅は18年6月1日から義務化)。

建物火災の死者の約9割が一般住宅で発生し、その被害者の半数以上が高齢者です。

早期発見には、住宅用火災警報器の設置が有効ですので、早めの設置をお願いします。

☎ 消防本部予防課 (☎821-5967)

取付場所／

- 寝室にしている居室すべて
- 2階に寝室があるときは階段上部
- 7㎡以上の居室が5室以上あるときは同階の廊下など

平成23年度
全国統一防火標語

消したはず
決めつけて
もう一度

⚠ 悪質な訪問販売にご注意ください。

水防訓練を実施します！



梅雨入りの前に、万が一の水害に備えた訓練を実施します。

☎ 消防本部警防救急課 (☎821-0119)

と き／5月28日(土) 午前8時30分から

と ころ／佐野子地先桜川左岸(学園大橋下流)

内 容／非常通信、召集訓練、各種工法(折り返し・繋ぎ縫い・五徳縫い・月の輪・シート張り・積み土のうなど)、特別救助隊による水難救助訓練(県防災ヘリ参加)

参加団体／市消防本部・消防団、市職員、県土浦土木事務所、自主防災会・土浦市婦人防火クラブなど

ご利用ください！ のりあいタクシー土浦

利用方法

1 まずは助成券の申請を

最寄りの窓口(高齢福祉課、各支所・出張所、各地区公民館)にある申請書で利用助成券の申し込みをしてください。

2 助成券が交付されたら会員登録を

交付された1万円分の助成券と自己負担額2000円を、のりあいタクシー事務所(真鍋一丁目2-6)へ納めると会員登録が完了します。

3 ご利用は電話予約で

予約センター(☎821-2322)に電話予約をすると、指定の場所まで迎えに伺います。帰りも利用するときは、同様に電話予約をしてください。

「のりあいタクシー土浦」は、65歳以上の方を対象に市内の目的地まで片道500円で利用できる、とてもお得な交通手段です。今年度から、高齢者を介助して同乗する方も利用できるようになりました。ぜひご利用ください。

◎土浦市内のみの運行

◎神立・新治地区⇄荒川沖地区の利用は別途500円がかかります。

☎ 高齢福祉課 (☎826-1111 内線2479)
のりあいタクシー事務所 (☎835-2266)

とっても便利！



年会費自己負担は2000円

利用登録年会費1万2000円のうち、市が1万円の助成券を交付しています。詳しくは、お問い合わせください。